

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	介護給付費の支給決定の取消し	
根拠法令等及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項	
処分基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 (支給決定の取消し)</p> <p>第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p>	